

福祉環境委員会記録

令和3年9月10日（火）
10時00分～15時20分
全員協議会室

【委員】柳楽委員長、村武副委員長

沖田委員、小川委員、岡本委員、佐々木委員、田畑委員、澁谷委員

【議長・委員外議員】西川議員、川上議員、西村議員

【福祉環境委員会 所管管理職】

砂川副市長

〔健康福祉部〕猪木迫健康福祉部長、久保健康福祉部参事、藤井地域福祉課長、

板本健康医療対策課長、湯浅健康医療対策課副参事、

龍河子育て支援課長

〔市民生活部〕森脇市民生活部長、井上環境課長

〔金城支所〕篠原支所長、佐々尾市民福祉課長

〔上下水道部〕有福上下水道部長、谷口工務課長、大上下水道課長

〔都市建設部〕倉本維持管理課長

【事務局】中谷書記

議題

1 請願等の意見陳述

- (1) 陳情第215号 地域包括支援センターの民間委託の見直しを求める陳情について
- (2) 陳情第216号 病児・病後児保育の指定管理について改善を求める陳情について
- (3) 陳情第232号 はまだ市民一日議会での発言内容に関する事実確認を求める陳情について
- (4) 陳情第233号 コロナ後のケアの推進状況の報告を求める陳情について
- (5) 陳情第234号 市長に病児・病後児保育の補助金の取扱いについて確認を求める陳情について
- (6) 陳情第236号 土壌の調査を求める陳情について

2 請願第23号 加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設及び意見書の提出について

【216件署名あり】

【継続審査】

3 陳情審査

- (1) 陳情第 215 号 地域包括支援センターの民間委託の見直しを求める陳情について
【賛成なし 不採択】
- (2) 陳情第 216 号 病児・病後児保育の指定管理について改善を求める陳情について
【賛成少数 不採択】
- (3) 陳情第 232 号 はまだ市民一日議会での発言内容に関する事実確認を求める陳情について
【賛成多数 採択】
- (4) 陳情第 233 号 コロナ後のケアの推進状況の報告を求める陳情について
【賛成多数 採択】
- (5) 陳情第 234 号 市長に病児・病後児保育の補助金の取扱いについて確認を求める陳情について
【賛成なし 不採択】
- (6) 陳情第 236 号 土壌の調査を求める陳情について
【賛成多数 採択】

4 議案第 67 号 浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について

【全会一致 可決】

5 所管事務調査

- (1) 市道の草刈りについて 【維持管理課】
- (2) 健康寿命延伸に向けての取組について 【健康医療対策課】
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業について 【健康医療対策課】

6 執行部報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症関連の状況について 【健康医療対策課】
- (2) 新型コロナウイルスワクチンの接種状況について 【新型コロナウイルスワクチン対策室】
- (3) 金城地域断水防止対策について 【工務課】
- (4) 基幹管路の更新及び耐震化の状況について 【工務課】
- (5) 台風9号および8月大雨による上水道施設の被害状況について 【工務課】
- (6) 台風9号による下水道施設の被害状況について 【下水道課】
- (7) その他
(配布物)
- ・浜田市人口状況 (R3.5月末～R3.7月末) 【総合窓口課】

7 その他

8 はまだ市民一日議会での発言内容の今後の取扱いについて 【福祉環境委員会分】

(委員間で協議)

9 取組課題「子育て支援について」(委員間で協議)

【議事の経過】

(開 議 10 時 00 分)

柳楽委員長

ただいまから福祉環境委員会を開会する。出席委員は8名で定数に達している。本日の委員会は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、できるだけ密を回避するよう議題に係りのある管理職のみの出席とし、また議題によって執行部の入れかわりをお願いしている。議題5の所管事務調査まで終了した時点で、執行部の入れかわりを予定しているのでご協力をお願いする。

なお、マスクを着けていることもあって音声が聞き取りにくいというご意見が届いている。質疑・答弁の際には、委員、執行部ともに、マイクを近づけて簡潔明瞭に発言していただくようお願いする。

小川委員

議題に入る前に小川委員から発言の申し出があったので許可する。

9月1日から庁舎管理規則が改正され、庁舎内でのビデオカメラ等の撮影は原則禁止されている。昨日、総務文教委員会の映像がSNS上に流れているとのことで、市民から、ルールが守られていないのではという指摘の声があった。なぜ原則禁止されているのに委員会の映像がSNS上に流れているのか、市民に説明する必要があると思うが、委員長の考えをお聞きしたい。

柳楽委員長

市民に傍聴人の撮影について誤解があるようなので、ここで少し説明させていただきたい。傍聴人の写真・映画等の撮影についてだが、傍聴規程により、正式な会議については傍聴席における撮影等を許可している。ただし休憩中や会議以外の時間の撮影は、庁舎管理規則において禁止となっているため、そのようにご理解いただきたい。

それでは、レジュメに沿って進める。

1. 請願等の意見陳述

柳楽委員長

請願や陳情について、提出者が事前に希望された場合、委員会審査の場において請願等の趣旨や意見等を述べる機会を設けている。今回付託された陳情6件について、意見陳述の申し出があったので実施する。

陳情1件ごとに、趣旨や意見等（陳情書の書面では伝えきれなかったこと）を述べていただき、その意見陳述について委員から陳述者へ確認したいことや質疑があれば行う。

意見陳述者からは、委員や執行部への質疑はできないこととしている。

陳述者へ申し上げる。意見陳述の時間は、1件につき3分以内である。こちらが、「陳述をお願いします」と言った後に、陳述を始めていただきたい。

副委員長がタイムキーパー役を務め、2分30秒になったらベルを

1回鳴らし、その後、2分50秒でベルを1回鳴らすので、終了していただきたい。

意見陳述の内容は、当該陳情にかかる内容とし、当然ながら個人情報に関することや誹謗中傷の発言は控えてもらいたい。

なお、委員長の指示に従わない場合は、意見陳述を中止することをご承知おき願う。

(1) 陳情第215号 地域包括支援センターの民間委託の見直しを求める陳情について

柳楽委員長
陳述者（有田氏）

意見陳述をお願いします。

執行部の計画としては来年度から地域包括支援センターの民間委託、全面委託と聞いている。結論から申すと浜田市はまず、国のルールをしっかりと守れと訴えたい。

現状の地域包括支援センターは直営で行われているが、これ自体が国基準を満たしていない事実を、委員の皆にぜひご承知おきいただきたい。現在の地域包括支援センターは本庁に一つあるのみである。ほかのところは本来配置すべき職員、保健師また主任介護支援専門員、社会福祉士、この3職種を置かねばならないとなっているが、支所はその3職種を満たしていない。したがってサブセンターという呼び方をしているので、正式な意味では国基準を満たしていない状況である。人口対比または中学校区などを参考に設置すべきという国基準も満たしていない。どれも全国最低レベルの地域包括支援センターの運営が、現在行われている。内容の問題は以前もはまだ市民一日議会（以下、市民一日議会）で指摘した。

そもそも組織のあり方が国のレベルに達していないという現状が、平成18年から既に15年以上放置されている。

このように、直営でもまともに仕事ができない組織、この仕事を丸々民間に委託するというのは、ふざけるなど伝えたいところである。ましてほかの市区町村を確認したら、益田市は民間委託を進め、今は完全民間委託になっている。しかしその間には、途中で民間委託と直営とを並行して行って、しかも民間も複数の事業所が対応するという競争原理を働かせて、円滑に移行を進めておられた。出雲市も全く同じである。松江市は18年から民間委託をスタートしているが、本庁にもきちんとした機能を置き、予防プランの作成などしっかりやっている。

結論としては、委託先の事業所についても私が指摘しているように、いろいろと問題を抱えている。もう一度本庁で国基準を守ってから民間委託を検討すべきである。

柳楽委員長

ただいま陳述された内容について、委員から確認したいことがあるか。

澁谷委員

陳述者の言われることは、かなりもっともな点がたくさんあると思うし、議会側においても地域包括支援センターが本庁のみにある

てサブセンター方式にするということに対する疑問の指摘がくり返されてきたところである。

実際、介護保険制度が始まって20年以上たった中で、国も2025年問題、団塊の世代800万人が一気に後期高齢者になるとのことで、実際800万人が今後介護施設を使うとなると施設そのものが足りないということで、国が考えたのが地域包括支援センター。住みなれた地域でいつまでもということで、今後いくら設備を投資しても団塊の世代以後、高齢者自体の人口も減るので箱物が残る形もある中で、この地域包括支援センター制度を全国に広げようということだと思う。

言われたように、その間に浜田市の介護保険制度の取り組みは全国に対して画期的な取り組みもないし、介護保険料も全国で一番高いままで介護認定率も高いという、よいことがほとんどない。その中でリハビリ機能のある施設をつくって寝たきりにならないようなことを行政自体も積極的に取り組んだこともない。そう考えると浜田市に地域包括支援センターを任せるよりも、これまでもそういうことを20年近く実施できなかった自治体なので、いっそ社会福祉協議会のほうがまだ、浜田市のように3年で異動ということもないし、専門的に業務に精通されている可能性もあるように私は思う。そういった場合、一気に委託したほうがよいように思うが、その結論が私の思いと陳情者の思いは、まるきり逆である。その辺について、浜田市がしたほうがよいという論拠をもう少しわかりやすく説明いただけないか。

陳述者（有田氏）

それは本当に物事の表裏一体、考え方はいろいろあると思う。十数年間やってきても直営ではうまくいかないのだから民間にいっそ任せてしまう。民間のノウハウを生かしてもらってより発展的に進めるのも一つの方策だと思う。実際それでうまくいっている自治体もある。

ただ、まず全国的な話だが、介護保険事業所自体が経営難に至っている。皆ご存じかもしれないが、JA島根、浜田市でも福祉事業をやっているが、これが県全体として福祉事業から撤退することが正式に確定している。実際の撤退時期についてはおおむね1年ということで、浜田市においても今後半年程度の中でJAが介護福祉事業から撤退する方針がある。このように民間事業所の経営も厳しいのが現状である。その中で、さまざまなこれから抱える課題を民間のノウハウだけで本当に解決できるのかというのが1点目の問題である。

もっと具体的に、例えば益田市のように複数の団体が委託先になっている場合、競争原理が働くので、より質の高いサービスが担保される可能性がある。ただ今回浜田市が委託する事業所は、書面でも指摘しているように突然デイを閉鎖したり、突然ケアマネ事業を閉鎖したり、また不正で行政処分を受けたりと、介護保険事業所も

小川委員

まともに経営できない法人であり、実際にその影響は市民や各事業所に多大な迷惑を掛けてきている団体である。そこに今後経営難になっていく可能性のある事業所や、高齢者を支える地域包括の仕事を任せるのは、とても不安でたまらない。力のある事業所、もしくは切磋琢磨できる方法を取られるならば民間委託もありかと思う。

陳述者（有田氏）

先ほどから言われている民間委託の手法について、私は何でもかんでも民間委託することについては問題があるという立場で見ているのだが、その中で有田さんが言われるように、浜田市の介護福祉部分が、非常に全国レベルから低いということで判断されているが、有田さんが思われる理想の形が10あるとすれば、例えば浜田市はどの程度の水準と判断されているかお聞きしたい。

10段階でいうならマイナスである。国からの通達もしっかり読み込めてない実態がある。

一つだけ例を上げる。徘徊という用語が誤解を招くとのことで、厚生労働省からはこれを言いかえようと。認知症の方は目的なくふらふらしているのではなく目的を持って歩いているが、どう行動してよいかわからないということなので、無目的に歩いている人間というような徘徊という表現は適切ではないという運動が全国的に広がり、厚生労働省もそれを認めている。公の文書からその表現をなくすという宣言が全国課長会議の資料として提出されている。

しかし昨日も担当課長に確認したが、そういう情報を知らないと言われた。ほかの自治体を見るとホームページ上に、当市では徘徊という表現は使わないと宣言している市もたくさんある。

小川委員

今言ったように、基本的な厚生労働省の情報も把握されていないレベルなので、全国的にどのようなレベルかと聞かれても、仕組みを知らないので当然対策も立てられないのではというレベルである。

部分的には共感できるところもある。それと基本的には民間委託そのものを白紙撤回すべきだというのが結論だと思う。白紙撤回すべきだとなると、実際、議会の過半数が撤回すべきだという立場に立てば撤回ということになると思うが、この間、市民一日議会でもその点について若干触れておられるし、今回陳情をされたわけだが、議会で過半数の議員に説得活動というか、共感してもらえりような努力はされてきたのか。そのための具体的な何らかほかの取り組みをされてきたのか。それについて事実があればお聞かせ願う。

陳述者（有田氏）

一つだけ例を上げる。私が行動したことで変わったことが1点ある。高齢者の配食サービスが浜田市では行われているが、配食サービスは栄養改善という目的と、もう一つ安否確認という目的で行われていると、浜田市福祉計画及び市民向けパンフレットに載っていた。私が確認したところ約10年に及び、安否確認は一切行われていなかった。ある認知症の方がお弁当を取ったが、玄関先に置いてあって次の日までそれに気づかず、腐った弁当をヘルパーが見つけたという事例があった。そして私が苦情を伝えたところ、委託先の業

者は、安否確認という言葉は契約書に載っていない、そのような仕事は請け負っていないという話になった。担当窓口を確認したところ、確かに契約には載っていない。条例ではどうなっているのか確認したところ、条例にも安否確認のあの字も載っていないことがわかった。要は、計画にはあり市民のパンフレットには載せているが、実際に安否確認の仕事をするような制度設計を怠ってしまった。翌年、条例改正して安否確認という文言を入れ、契約にも載せたという例がある。今現在は安否確認はなされている。

そのように、私としてはできることはきちんと市に苦情を伝えて改善を図っていただくことをくり返している。

小川委員

具体的に不満点や指摘される部分は、市民にはそれぞれおありだと思う。その中で一定程度、実際には運用されてきている部分があるのだが、結局一つの考え方としては私も異論や見解を持っておられることは理解はできるが、ただそのことが市民全体の認識として、有田さんの言葉に共感しないと、状況は動かないだろうと思うが。

先ほど言われた指摘事項はわかる。そのことによって民間委託は白紙撤回すべきだということに、全員が共感するには少し弱いような気がする。それについての努力についてお聞きしたかったのだが。

陳述者（有田氏）

それは自分の力不足だと思っている。例えばY o u t u b eで今まで活動してきた内容、もしくは問題と感じているものを指摘し、誹謗中傷ではなく、問題点を市民に伝えて考えを共有していただける努力を今後していきたい。ご指摘感謝する。

柳楽委員長

ほかに。

（ 「なし」という声あり ）

(2) 陳情第 216 号 病児・病後児保育の指定管理について改善を求める陳情について

柳楽委員長

意見陳述をお願いします。

陳述者（有田氏）

現在指定管理の募集が行われている、来年から始まる新規の病児保育事業についてである。再開は大変喜ばしいと思っている。市民も待ち焦がれている。ただ、せっかく公のお金を掛けてつくる病児保育、また制度について、何点か問題点があるためそれを指摘させていただき、全てでなくても改善できるのであれば議論していただきたい。

三つのうち一つは、設計上の問題で図面を確認したが、一言で言うと隔離する方法がない。子どもはさまざまな病気にかかる。一緒にすると二次感染する危険があるので本来別々の部屋で保育する必要がある。新しい図面では1、2と保育室が分かれているのは結構だが、トイレが一緒の場所にあり、そこに向かう廊下も一緒である。結果的に隔離できない。それが1点問題である。

2点目の問題として同じくトイレの問題だが、職員はさらに離れ

た休日診療所のトイレを使うとなっている。これは病児保育の事態を知らない人が設計している。私は専門にかかわっている職員とつき合いがあるため確認したが、益田の「ぞうさんのせなか」は保育室内にトイレがある。そのトイレを使うとき、子どもが使う場合でも職員が使う場合でも、全部締め切らず少し間をあけて、保育室の雰囲気わかるような状態でトイレを使っている。なぜなら職員は1名しかその部屋にいないからである。離れたところに行ってしまうと保育室は職員が誰もいない状態になり、安全上問題があるとのことで細心の注意を払っているが、その行為ができなくなるということ。

協力医の選定だが、これも指定管理者がすることになっているが協力医は市が動いてもなかなか得られなかった。これを委託先がするというのは困難なので、市が責任を持って見つけていただきたい。

最後に給食である。給食についても、今まで長年給食サービスをされていたのが実態である。したがって質を落とさないためにも給食を始めていただきたい。

柳楽委員長

ただいま陳述された内容について、委員から確認したいことがあるか。

澁谷委員

今の意見を聞くと、もっともな指摘ではないかと。特にコロナ禍においては隔離や動線は。

益田市の例があったが、やはり全国的には動線や隔離や衛生管理など、それが当たり前の基準になっているのか。

陳述者（有田氏）

新たに病児保育を公金でつくられているところでは、AブロックBブロックというようにブロックに動線を分けており、玄関も廊下も、当然トイレも分ける。そこまで徹底されている設計が増えている。古いところはそうではないが、新たなものは全国的にそうになっている。

柳楽委員長

ほかに。

（ 「なし」という声あり ）

(3) 陳情第232号 はまだ市民一日議会での発言内容に関する事実確認を求める陳情について

柳楽委員長

意見陳述をお願いします。

陳述者（森谷氏）

市民一日議会での発言内容に関して、事実確認を含め善処することを検討していただきたいということである。

福祉の総合事業、短縮するためにA、B、Cと呼ぶが、BCDについて市民発表者は、浜田市は全てやってない、計画さえもないと発言された。議員は、そのようなことは承知してない、知らない、広域行政組合の監査もやっているがそのようなことは知らないと発言し、市民が間違っているような印象を与えた。その後議員は市民との話し合いに応じなかったと聞いている。

個人的に私が広域行政組合と健康医療対策課に確認したところ、

市民が言われたことは間違っていない、間接的に、議員の名前は出されなかったが議員が間違っているという内容を言われた。

広域行政組合の事務局長、課長、健康医療対策課長も同じ内容を言われた。もう選挙も近いことである。このまま発言した議員が間違った状態で落選でもされたら大変なことになる。その議員の名誉を維持するためにも、どちらが正しいか、発言内容を議会が責任を持って選挙までに公にする必要があるのでは。ぜひそのことを検討していただくようお願いする。

柳楽委員長

ただいま陳述された内容について、委員から確認したいことがあるか。

(「なし」という声あり)

(4) 陳情第233号 コロナ後のケアの推進状況の報告を求める陳情について

柳楽委員長

陳述者(森谷氏)

意見陳述をお願いします。

二度目の陳情のような内容ではあるのだが、コロナ後のケアの推進状況、いまだどこにも出てない。陳情で、コロナ後のケア、自死の可能性やいじめの可能性についてお願いしたが、コロナはまた増えてきた。島根県のコロナの死者、益田のカラオケの死者など、原因はいろいろある。自死という話も出ている。感染者で市外県外へ出ていった人、いろいろな状況で亡くなった方がいるなら、コロナのいじめのせいではない、普通の病気なのだということも確認しないと、コロナ死者以上の犠牲者が出る可能性がある。

今回、8月末ごろに駅前飲食店などを中心にコロナ患者が出て店が閉まったりしている。店名が公表されたが、あれは店主自身が公表を希望した。その際保健所がどういう対応をしたかというところ、公表しないほうがよいと勧めた。しかし店主は公表してもらいたかった。こういうやりとりが3、4回あった末に押し切って公表してもらったとのことである。今まで私は、保健所が公表したいといっても本人が隠すよう希望するものだと思っていたが、それがどうやら逆のようである。保健所が公表の邪魔をしているようである。この辺も問題視する必要があるのだが、浜田市なので手が届かない。

それからいじめに関して。爆サイというサイトがあるが、そこに店の名前が出てスレッドが立ち上がっている。この10日間のうちに約500件のコメントが書き込まれている。これもコロナの弊害なので、この辺も併せて福祉が考えるべきである。その人が自死されたらどうなるのか、知ったことではないのか、という話。早目、早目の対応である。事が起こってから対応しても仕方がない。こういうことを真剣に検討していただきたい。よろしくお願いします。

柳楽委員長

ただいま陳述された内容について、委員から確認したいことがあるか。

(「なし」という声あり)

(5) 陳情第 234 号 市長に病児・病後児保育の補助金の取扱いについて確認を求める陳情について

柳楽委員長
陳述者（森谷氏）

意見陳述をお願いします。

補助金の取り扱いについて、本当にセーフなのか。終わったような形になっているが確認を検討していただきたい。

病児・病後児保育の要綱に基づく補助金について、二転三転した挙句、浜田市は 100%潔白で問題ない、返還の必要はないと結論づけられた。しかし昨今裁判が始まったと新聞報道があった。

8月2日に県の課長とGLが私のところに松江からわざわざ来られて話をされ、そこで私もいろいろ質問した。真実はどうなのかと。そうしたら、委員長には渡しているが、やりとりがある。メールもいただいた。9月8日まで課長やGLとやりとりがあり、まず、正確に浜田市に伝えてないと。国の意見は、全ての回答をしてくれということなのだが、浜田市が回答していない。ヒアリングもしていない。何を証拠にしているのかわからない。守られていた、守られてないとは言いがたい、子どもが何人いたか把握できてないとか、不備な状況がたくさんあり、いっぱい質問し返されている。その答えは、国に対して県は、わかりにくいとお叱りを受けている。

その後8月20日、終わってないことを浜田市に電話されている。できるだけ早い回答をしてくれ、内容が不明だということで、浜田市は検討すると回答している。つまり終わってない証拠の発言である。検討するということは。もう終わっているから知らないと言えよ。県がここに来てさらに要求して質問を始めた。終わったという報告と違う。浜田市の言い分は要綱を満たしてないが適切にやっているからよいいという言い方だが、全く逆で、要綱を満たしてないから一発でアウト、満たしていてもさぼっていたらだめだということである。

結局GLの浜田市に対する回答が、浜田市がやさしい、やりやすいような形の回答なのである。結果的にはGLの質問については変えてきた。簡単にいうとGLが間違っていた。そういう流れになったのは、浜田市長が県の部長か何かに弁解に行った後、GLの対応の流れが変わってきた。だから何とは言わないが、この流れである。

もう一度、真実などを検討してもらいようお願いします。

柳楽委員長

ただいま陳述された内容について、委員から確認したいことがあるか。

(「なし」という声あり)

(6) 陳情第 236 号 土壌の調査を求める陳情について

柳楽委員長
陳述者（森谷氏）

意見陳述をお願いします。

昨日もお願いしたが、反対するならここで議論してほしい。先ほどの私の発言でもわかりにくいこと、知りたいこといっぱいあったと思う。最初の陳述の前の発言も、私がここで撮影できることをき

ちんとルールを読んで把握している。しかし勉強不足な議員はルールも読まずに質問したりしている。その辺がなってない、レベルが低すぎる。そういうことで、どんどん質問してくれとお願いしたい。

本来ならこれは産業建設の所管ではないかと思うが、浜田カントリークラブからトライアルに向ける下り坂、そこに黄色っぽい土が出ている。その下にも上にも全く雑草が生えてない。それは鰯石大橋の妻側、太陽光が少しあるところ、そこにも同じ土がある。周布のパチンコ屋やタイヨーオートの裏側にも広大な土地があるが、その土地は昔タマホームがあった、今はウェルネスがあるが、その土を全部持って行って埋めたところである。そこも雑草が生えてない。

調べるとペーハー3である。グレーチングなどもさびて溶けていた。このグレーチングは維持管理課が取りかえて、古いものは今でも取ってあるそうである。それを見ていただければ証拠がはっきりすると思う。市が業者に、土壤汚染について罰則を科するようきちんと対応しなければいけない。その下は田んぼもある。どの程度薄まったら安心なのかは知らないが、田んぼ内に流れ込む水に三郡変成岩の汁が出てくる。雑草も生えないような環境がある。知っている人に三郡変成岩と言うと、驚きつつも浜田は多いのだという。ぜひ調査等を検討していただくようお願いする。

柳楽委員長

ただいま陳述された内容について、委員から確認したいことがあるか。

(「なし」という声あり)

2 請願第 23 号 加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設及び意見書の提出について【216 件署名あり】

柳楽委員長

本委員会に付託された、請願 1 件の審査に入る。請願の採決は、審査の終了後に、執行部がおられるところで行うのでよろしく願います。

この請願には、資料にはないが 216 名の方の署名が添えられていることをお知らせしておく。

それでは、この請願について審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

沖田委員

浜田市には難聴で障がい者手帳を取得している方が何名おられるか。

地域福祉課長

今把握している手帳の保持者は、高度と重度があるが、9月1日現在で高度難聴の方が188名、重度難聴の方が90名となっている。

沖田委員

その方々に対して何らかの手当て、補助などは市としてあるのか。

地域福祉課長

購入時に補助を出している。令和2年度の実績だが、高度の方への補助件数が15件、重度の方へは7件あった。

沖田委員

188人に対して15件、90人に対して7件と、少ないように思うがなぜか。

地域福祉課長	<p>毎年購入されるわけではなく、耐用年数があるので、一定以上たつて古くなったり聞こえなくなったりすればまた申請していただける。昨年1年間の申請が今の数字になる。</p>
<p>澁谷委員 地域福祉課長</p>	<p>15件と7件の補助とのことだが、金額的にはどういった補助金か。補聴器購入時の補助で全額ではなく基準がある。高度の方は基準が4万3900円で、それを超えた部分は自己負担となる。 重度の方は6万7300円が基準額になっており、それ以上は実費でお願いしている。</p>
澁谷委員	<p>補聴器の価格が1台あたり5万円から50万円となっている。今は高度な技術が開発されているように思うが、価格の差が大きい。それはどのように理解すればよろしいか。</p>
地域福祉課長	<p>このたびの請願は軽度や中度の方についてかと思う。補聴器となると確かに高額になってくるが、軽度・中度の方だと集音器がある。補聴器のように個人のオーダーメイドではなく、一般に小さいマイクロフォンを耳につけていただくイメージになるのだが、ネットなどでも買える。そういったものだと5千円くらいからあり、軽度の方にはそういったものも検討していただいたらよいかと。ひどくなると補聴器だが、聞くとろでは補聴器も上はきりがないが大体7、8万円あたりで通常購入できるとのことである。</p>
<p>岡本委員 地域福祉課長</p>	<p>補助は1回だけなのか。 現状の市の制度では高度と重度の方に対してなのだが、耐用年数の間は1回だが、例えば途中で壊れたり故障した場合の修繕費用は補助が可能である。 また手帳の等級が変わり聞こえにくさが増した場合は、新たに申請できる。</p>
佐々木委員	<p>今回請願事項の一つは、浜田市にも助成制度を創設してほしいとのことで、恐らく浜田市にも同様のものが出ていると思う。それに対する回答なり、判断状況がわかればお願いする。</p>
地域福祉課長	<p>市にも陳情され、その際に話をさせていただき、集音器などのご案内もした。 市としても、軽い間はそういった安価な集音器で対応はできるかと思うが、だんだん聞こえにくさが増してきた際には補聴器ということになると思うので、その際は速やかにこちらの窓口で手帳の取得をご案内し、制度で補助が出せる形に進めさせていただけたらという話をした。</p>
田畑委員	<p>補聴器の値段が5万円から50万円とのことだが、確かに50万円の補聴器は性能が大変良すぎて、雑音を皆拾う。そうすると余計に耳が悪くなるスピードが早まるとよく言われる。例えば重度の方が6万超の補助をもらって50万円のものを買った後、使用感が悪くて買いかえらなくなったときの補助制度はないのか。</p>
地域福祉課長	<p>購入されて、補聴器のメーカーが返金に対応すればだが、基本的に補聴器はオーダーメイドなので、恐らく難しいのではと聞いてい</p>

村武副委員長
地域福祉課長

る。故障対応や、等級が上がって今までのものが使えなくなったための買い換えならできるのだが、買ったものが自分の耳に合わなかったからもう1回、というのは難しいかと思う。

中軽度の基準はどの程度、デシベルかお聞きしたい。

通常何もない状態で会話ができるのがゼロデシベルとすると、30デシベル以上でないと聞こえないのが軽度に当たる。小声の会話が聞き取りにくかったり聞き間違いが出てくるといった、小声での会話が成立しにくいのが軽度。中度が50デシベル以上でないと聞こえない。普通の声で会話をするのに聞き間違ったり聞き取りにくかったりする。

佐々木委員

当然検査などを通して的確なものを購入することになってくると思うが、せっかく高いものを買っても結局合わないとか、安い物であったり、補聴器の選定というのは非常に難しいとも聞く。医師の検査から実際に補聴器を決めても合わないという状況がままあるのか。

地域福祉課長

このたび陳情に、実際に補聴器を使っておられる方も一緒に来られて自分の体験をお話された。やはり正直言って、高価なものを買われても耳に合わず放置になっているとおっしゃっていた。私も補聴器を使う身内がいるが、やはり頭が痛くなるってよほどのことがないと使ってないのが現状である。

補聴器店も、試用品の貸し出しなどもされているようなので、買うか買わないかも慎重に見極められたりといったことを、窓口でご案内もしていかないといけないかと思っている。

柳楽委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

それでは、これから請願の採決を行う。採決前に、自由討議の意向はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので採決に入るが、各委員の意見を伺いたい。特に反対の意見はしっかりお願いします。併せてお願いだが、「不採択」という言葉が、採択か不採択なのか、聞き取りにくいいため、その請願に賛成か、反対か、または継続審査とするか等を発言して、その理由も述べていただくようお願いする。

岡本委員

委員長は賛成か反対か、継続ということであれば、進行上、始めに継続するかどうか問いかけられて、それからの順番だと思っているが。委員長はどのような采配をするのか。

柳楽委員長
岡本委員

委員から継続の意見が出れば、それでお諮りしたい。

そうすると継続なら継続というのを早目に委員から率先的に言う。皆が意見を言ってから最後に継続というのはおかしいので、そういう形で進められたらと思っている。

柳楽委員長

岡本委員からそういった意見があった。この請願に対して継続と考えている委員があれば発言いただきたい。

佐々木委員

執行部の話も聞いて、いろいろと調べてはきたのだが、補聴器についてはまだまだ国全体としてもいろいろな研究が進められている状況だと聞いている。請願にもあるように、鬱や認知症の危険因子というのとも調べると、医学雑誌では関連しているとの研究結果が報告されているようだが、厚生労働省、これは実際に参議院での老健局長の答弁だが、平成31年4月、「その因果関係やメカニズム、難聴補正が認知症予防につながるかどうかについてはエビデンスレベルまではまだまだ十分に確立されていない状況だと承知している」という答弁があり、さらにAMED日本医療研究開発機構において、平成30年度より3か年、この聴覚しょう害の補正による認知機能低下の予防を検証する研究を行っているという状況もあるようである。

当然必要性は私も思っているが、少しこれは国の動向を見据え、先ほど言われた無駄な助成にお金を使うことにならないようなことも含めて、しばらく様子を見て決めたいと思うので、私は継続とするのがベストだと思っている。

柳楽委員長

継続にするのがよいという意見があった。先に継続審査とすべきかどうかをお諮りしたい。本請願は継続審査とすべきことに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手多数である。よって本請願は継続審査とすることに決した。

3 陳情審査

柳楽委員長

先ほど意見陳述された陳情6件の審査に入る。審査が終了したらそのまま執行部がおられるところで採決を行うのでよろしく願います。

(1) 陳情第215号 地域包括支援センターの民間委託の見直しを求める陳情について

柳楽委員長

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。地域包括支援センターの委託先について、なぜそこだったのか、複数ではなかったのか。

沖田委員

健康医療対策課長

今回外部委託を検討している地域包括支援センター業務とは何かをまず説明したい。地域包括支援センターは平成18年4月の介護保険法改正により、全ての市町村において設置が義務づけられたもので、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置し、3職種チームアプローチにより住民の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことを目的とする施設である。

業務内容は高齢者の総合相談事務を行う総合相談事業、高齢者の成年後見人や虐待保護を行う権利擁護業務、困難事例の対応を行う包括的継続的ケアマネジメント支援、ケアプランの作成を行う介護予防ケアマネジメントの四つである。簡単に言うと地域の高齢者などに関するさまざまな相談や課題を受けとめ、適切な機関やサービ

スにつながり、継続的な支援を行うことである。

このたび外部委託を検討しているのは、相談総合業務を中心とした高齢者等支援業務のみとなっている。したがってそれ以外の業務はこのまま市が実施する業務となるので、後ほど所管事務調査でも報告させていただくが、介護予防日常生活支援総合事業など、その他の業務については地域包括支援センターではなく、引き続き市が実施する事業であることをご理解いただきたい。

ご質問にあった社会福祉協議会が介護事業をきちんと運営できるかどうかだが、陳情書にも書いてあるように、過去に不祥事があった事実はある。ただ既に処分等は行われており、現在は適切に業務を行っておられると思っている。

また今年度からは毎月2回、地域包括支援センター委託に向けて浜田市と社会福祉協議会による合同勉強会を開催している。毎回ほとんどの職員が参加し、回を重ねるごとに参加された職員の専門知識、対応スキルの向上が確認できている。

地域包括支援センター業務を担うことへの強い姿勢も感じており、このような状況から、浜田市社会福祉協議会が地域包括支援センター業務を担うことについては、可能と考えている。

ほかに委託先がなかったのかについてだが、地域包括支援センター運営については専門職である3職種の複数設置が必要となる。浜田市社会福祉協議会は、設置に必要な専門職配置が可能であること、また、各支所エリアにサブセンターを設置できる拠点を構えていることから、地域包括支援センターの委託先としてふさわしいものと判断している。

沖田委員

それだけ聞くとあたかも社会福祉協議会しかなかったのだと聞こえるのだが、それ以外の候補先も含めて、なかったのか。

健康医療対策課長

委託先についてだが、松江市、出雲市についても社会福祉協議会の1法人へ委託している。浜田市においても各支所エリアなど複数の法人に打診を行ったが、よい回答が得られず前向きな回答をいただけたのが浜田市社会福祉協議会だったため、現在委託に向けた協議を行っているところである。

澁谷委員

社会福祉協議会に今回委託するのは正しい選択ではないかと思っている。まだ介護事業所が整わないときは、どこの自治体も社会福祉協議会をメイン受け皿として介護事業をスタートさせて、徐々に民間に広がってきた。広がる段階で社会福祉協議会も経営を成り立たせないといけないので、本来なら社会福祉協議会に補助金が出ている以上は民間事業者でなければできないことをやってもらうのが筋なのだが、移動車による入浴介護事業など、そういうのは機材代もかかるし手間もかかるし、社会福祉協議会もだんだんと民間と同レベルの介護サービスになってしまっていて、民業圧迫などの指摘もある中で、やはり年間1億円近い補助金が出ている以上は、公的事業としての地域包括支援センターを担っていただいて、責任を持って

- やっていたかというのは、一つの選択だと思う。
- ただそのときに、行政側と社会福祉協議会側との連携というか、今は打ち合わせをされているようだが、やはり組織は別団体であるし待遇も違う。そういう中で今後の連携のあり方に対する不安感はまだ払拭できてないのかと。その中で、陳情者の言われることもある意味正しい点がたくさんある。今後の連携に対する自信は。きちんと契約して、投げっぱなしにならないか、計画はいかがか。
- 健康医療対策課長 言われるように4月から業務を委託するが、委託後すぐに100満点の業務を実施することは難しいと思っている。業務ノウハウの獲得に時間を要する可能性はあると思っている。
- 田畑委員 ただ委託先においても、早期に事業が定着できるよう今後も勉強会の継続を含め、市と社会福祉協議会とできちんと連携を図ってきたい。
- 健康医療対策課長 社会福祉協議会に委託するのがよいのかも含めて、先ほど島根県下で松江市、出雲市では社会福祉協議会委託しているということだったと思う。全国ベースで50%以上の自治体が社会福祉協議会に委託しているという話は聞くが、浜田市においては社会福祉協議会と他の業者と比較されたのか。
- 健康医療対策課長 先ほども答弁させていただいたが、各福祉法人と協議したが、必要な専門職の設置が可能か、また各支所エリアにサブセンターを設置できるかどうかを勘案し、社会福祉協議会に委託を決定させていただいた。
- 佐々木委員 県下で多くは社会福祉協議会に委託されている状況で、浜田市もそれにならって社会福祉協議会にというのは理解できる流れだと思うが、先ほど陳情者も言われていたが、現在浜田市の直営でもなかなか業務ができてないという指摘があり、今は月2回の勉強会をやっているといっても、できてないところが勉強を教えるのもどうかという感じがする。市としては、現在の業務はきちんと市民サービスとして合格点の直営ができているという判断なのか。
- 健康医療対策課長 いろいろなご指摘があるかと思うが、委託する基本4業務については国の通知等に基づき、高齢者等のさまざまな相談や課題を受けとめて適切に実施できていると思っている。
- 佐々木委員 できているとのことだが、県内でも直営はほとんどないと思うので、浜田市もいつまでも直営では抱えておられない現状、理由も当然あると思うが、もう少し内容を精査してという陳情者の思いを酌むと、もう少し基盤を整えるべく期間を置くための検討の余地はもうない状況か。
- 健康医療対策課長 引き続き4月1日に向けて勉強会等を開催し、十分な準備をして着実に実施できるようにしていきたいとは思っている。
- 健康福祉部長 業務委託については令和2年12月の福祉環境委員会でも、しっかり説明し討論いただいている。令和4年4月からのものを今年3月に条例提案し、そこから1年間しっかり勉強していこうということ

で、1年間の猶予を持ってこの取り組みをしている。それでも足りないというところがあるかもしれないが、まだ半年あるので今後も連携し、よい地域包括支援センターになるよう協議していきたい。

村武副委員長 社会福祉協議会に委託に出す場合の人材は、専門職が必要だとのことで、ここは大丈夫なのか。

健康医療対策課長 社会福祉協議会については専門職必置義務もある。専門職については既に確保されている。ただ、保健師については若干人数が足りないと聞いているが、こちらは募集中である。

村武副委員長 募集中で、もしおられない場合はどうするのか。

健康医療対策課長 社会福祉協議会とも協議中だが、仮に保健師が足りなくなると市から2名を上限に派遣することも検討している。

柳楽委員長 ほかに。

(「なし」という声あり)

1時間以上経過しているため暫時休憩とする。再開を11時25分とする。

[11時13分 休憩]

[11時23分 再開]

柳楽委員長 委員会を再開する。

(2) 陳情第216号 病児・病後児保育の指定管理について改善を求める陳情について

柳楽委員長 審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

澁谷委員 陳情者の説明を聞くと、非常にもっともでは思うところである。コロナ禍の感染状況から考えても、動線などより一層、施設内でクラスター化することがないように万全の注意が必要だと思うが、その辺について、どういう対応をされる考えなのか。

子育て支援課長 陳情を受けた時点で基礎工事が完了しており、設計変更ができない状態ではあった。全ての部屋にトイレを設置する案も検討したが、費用が高額になること、各部屋にトイレを設置すると部屋がかなり狭くなること、感染対策を徹底することでリスクを下げられると考えたこと、日中過ごす部屋が広く快適なほうが望ましいと考えたことにより、トイレを共用とする案を採用した。

陳情者の思いはわかるが、担当課としては早期に病児保育を再開し保護者のニーズに答えたい思いがある。現在の案で感染対策を万全にすることで運用は可能と考えているので、設計変更は考えていない。

また、先ほど職員用のトイレが共用という話があったが、休日応急診療所と病児・病後児保育室のどちらからでも使用が可能なように真ん中に設置している。ただ、両施設の開設日が異なるので、職

澁谷委員

員が同時に使用することはない。

出入り口について、表玄関のみでなくトイレや洗濯室のところにも裏口への出入り口があることもお伝えしておく。

アクシデントというか、人知に凶りがたいことは起こり得ると思う。事前に想定しても判断できないことが多いと思う。今回のように、かなりの確に感染症予防や動線など、設計に対する指摘があったにもかかわらず、感染対策を万全にするということだが、もしクラスターや、今でも市内の感染者が毎日のように発生している状況を考えると、その可能性がないわけではない。そういったときに浜田市の信用は失墜すると思う。感染症対策に万全を期したというような言葉だけで、この陳情、市民の声を無視して強硬に押し通すには弱いのでは。万が一が発生した時に責任は誰がどう取るのか。どのような分析、意見交換をして今の答弁になったのか、もう少し説明いただきたい。

子育て支援課長

感染リスクをゼロにすることはできないと思っている。感染力の強い状態の子どもについては、トイレに隣接した部屋で保育する、使用する便器を決めておく、トイレは使用の都度消毒するのは当然だが、手洗いの徹底、換気など、最大限の感染対策をするということで感染リスクは下げられると考えているので、そこは指定管理者と相談しながら、また指導医とも相談しながら、万全にしていくことで計画どおり進めていきたいと思っている。

田畑委員

この陳情の1点目の設計ミスの問題だが、現時点ではかなり工事も進んでおり、もう変更するわけにいかないと私個人的には思う。

また協力医の選任、そして給食の実施については、言われるとおりだろうと思いはする。

設計ミスについては今さら言われても後ずさりできないので、2点目、3点目についてはどのようにお考えか。

子育て支援課長

まず国の要綱等においてトイレを共用してはいけないとはなっておらず、感染対策を万全にすることで運用は可能と判断しているので、設計ミスとは言えないと担当課としては考えている。

2点目の協力医の選任について、これは指定管理者の募集要項に、協力医療機関をあらかじめ選定して事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築するようということと、指導医である医師をあらかじめ選定するよう明記している。

指定管理者と医療機関との普段からのかかわりがあることも想定されるので、市があらかじめ選任するようにはしていない。ただ、どうしても協力していただける方が見つからないというご相談があれば、それは市としても一緒に対応していかなければならないと考えている。

3点目の給食の実施についても、給食は提供しなければならないとはなっていないが、指定管理者が指定管理業務の実施に支障のない範囲で、自主事業として実施することができるようになっている。

佐々木委員

湯沸かし室に調理できるコーナーを設けているので、指定管理者自らが調理して提供することも可能となっている。

あくまでもこの事業は指定管理なので、市が他者へ委託することは考えていない。

子育て支援課長

2点目、3点目は今の説明で理解できる面もある。1点目の設計についてはもうでき上がっているとのことだが、そもそも設計段階で設計業者任せではなく、担当課、所管のほうで他市のいろいろな施設を研究し、コロナだけでなくほかの感染症も考えられるので、そういったことを踏まえて、当然経費との関係もあるのだろうが、そういうことをしっかり考えられて工事に至ったのか。そもそものやりとりを教えてほしい。

他市で実施しておられる病児保育室の平面図を複数箇所調べた。全国病児保育協議会が発行している「病児保育マニュアル」も参考にして、まず担当課職員が原案を作成し、それを設計業者に渡し、正式に設計してもらっている。

トイレについても、ほかの部屋を通らずに行けることも二次感染を防止するとマニュアルにもあり、あと定員が8、9人の場合の設計図案でも、隔離室以外のトイレは共用となっていた。したがって今回の設計図案で感染対策を万全にすることで運用は可能と判断した。

柳楽委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(3) 陳情第232号 はまだ市民一日議会での発言内容に関する事実確認を求める陳情について

柳楽委員長

この陳情について、1日の委員会でお諮りしたが、審査の参考とするため所管事務調査事項の「(3) 介護予防・日常生活支援総合事業について」、執行部から説明を受けたい。執行部から説明をお願いする。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業について

【健康医療対策課】

健康医療対策課長

(以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長

説明が終わったが委員から質疑があるか。

佐々木委員

はまだ市民一日議会(以下、市民一日議会)のときに発言があつて、通所と訪問介護のA B C Dというそれぞれの支援があるが、ここでの指摘のやりとりがあつたと思うが、把握していればその辺の説明をお願いします。

健康医療対策課長

おそらく江津市でCの事業所があつてなぜ浜田でやっていないのかということだつたと思うが、先ほども説明したように短期集中のCについて、浜田市においても過去に事業実施していたが、利用者が少ないことから事業撤退をされ、現在は行っていない。

佐々木委員

確か発言ではCについて住民主体で行う支援、江津は今後開拓するというようなことだつたが、浜田市はそれができていないという

健康医療対策課長 指摘だったが、それについてはいかがか。

柳楽委員長 市民一日議会ではCと言われていたが、B型のことである。B型については、浜田市も市内の介護事業者に協議を行ったが、対象者が限られるということで事業実施に至っていない。

健康医療対策課長 市民一日議会の時に浜田市の計画のページ数が少ないといったような話があったが、そのことについて市はどうか。

柳楽委員長 確かに江津市の計画は190ページに渡る。浜田市の保健医療福祉総合計画については、地域福祉課が作成しているが、浜田市の医療、福祉等に関する計画を一まとめに、簡潔にまとめたもので、詳細はその計画のもとに存在する地域福祉計画、健康増進計画、高齢者福祉計画、障がい者福祉計画などを定めている。

柳楽委員長 ほかにあるか。
(「なし」という声あり)

(4) 陳情第233号 コロナ後のケアの推進状況の報告を求める陳情について

柳楽委員長 審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。
(「なし」という声あり)

(5) 陳情第234号 市長に病児・病後児保育の補助金の取扱いについて確認を求める陳情について

柳楽委員長 審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

田畑委員 この問題については既に解決済みであるという発言を執行部からされてきたと思っており、何もなかったと認識していた。今日の陳情者の話を聞くと、資料の事実確認はしていただき、実際どうなのか、何もないとは思いますが事実の確認だけはして、そして報告していただきたいと思うがいかがか。

子育て支援課長 我々は資料を拝見してないのだが。

田畑委員 先ほど言ったように私はもう解決して、何もなかったと思っていたのだが、今の陳情者の話やいろいろなところで話を聞くと、やはり何か問題があったのではと思う。執行部の皆が、もう解決しているという認識なのか。

子育て支援課長 この案件については現在係争中であり、顧問弁護士に相談した上での対応とさせていただく。

柳楽委員長 ほかに。
(「なし」という声あり)

(6) 陳情第236号 土壌の調査を求める陳情について

柳楽委員長 審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

岡本委員 土壌について本当はどうなのか、執行部は確認しているか。

環境課長 今回陳情をいただいた箇所については、8月の終わりと9月の頭の2度ほど現地確認に行っている。その中で、採水できた箇所についてはペーハー計とペーハー試験紙を使って測定したところ、おお

- 澁谷委員 むねペーハーが6から7の中性となっているので、現時点では緊急的に何か行わないといけないということはないのではと考えている。これは調査を求める陳情であるが、執行部はもう調査したという理解でよいのか。
- 環境課長
 澁谷委員 土壌調査ではなく水を採り、そこのペーハーを確認した。調査したようなものである。この陳情は土壌調査を求めている。今の答弁は、土壌ではなく水を調べて中性だったと、キャッチボールになってない。土壌の調査はしてないのだろう。土壌調査は地域の皆の安全安心のために、危険があるなら行政の責務だと思うし、やったとなればあえて陳情を採択する必要もない。答弁がおかしいのでは。
- 市民生活部長 土壌汚染が存在する可能性が高い場合、県知事が調査を命じることができるとなっている。命じる相手は土地の所有者で、土壌汚染について県と土地所有者で対応していただくのが基本的な考え方であるが、陳情者としては市民の健康を考えて、そういう手続きではなく市が率先して調べるべきではないかという気持ちかと推察する。そう考えると、ペーハーが少ないと危険な物質が飛び出す可能性が低いこと、それから土壌汚染について知事が命じるときというのが、主に土砂を大量に動かし、地中の有害物質が出る可能性があるときなどである。この土地について、これまで土壌汚染があったとか、市民からの苦情や危険性の指摘はなく、一人が陳情されたからといって市が基本的な考えを超えて、市費を投じて調べるのは、まだ十分な根拠が足りないのではということ、直ちに対応しなければならぬとは考えていない。
- 澁谷委員 今まで全国で環境汚染問題、水俣にしろ四日市にしろ、行政はずっと問題ないという答弁をしてきた。その結果多くの事案が発生し、国民、市民に絶大なる被害を与えてきた。この検査にどのくらいの金がかかるのか。
- 市民生活部長 今もし土壌に含まれているとするなら、水に溶けだしていると考えて水質検査すると、1か所約5万円と聞いている。土から検査してもらおうと、先ほど5万円といったが約3万円の検査と、約35万円の検査、含まれている可能性のある物質の種類をどこまで広げるかによって金額が違うのだが、そのような費用がかかると聞いている。
- 澁谷委員 費用対効果の問題だと思う。簡易な検査方法にして、安全であるという宣言ができるならしたほうがよいと思うがいかがか。
- 市民生活部長 私どもは早急には考えていなかったのだが、委員もそのようにお考えなら前向きに検討したい。
- 佐々木委員 今回は3か所の指摘があったのだが、ほかの市民の方から、同じような土壌について心配される声が、今までほかの場所であったか。
- 環境課長 ほかの地域で土壌汚染が心配で調査してほしいといったようなことは聞いていない。
- 佐々木委員 課長はまだ新しいため聞いておられないと思うが、例えば過去の

- 記録などを見られて、そういうケースがあるかないかは少し調べられたほうがよいと思うが。
- 市民生活部長 この相談があったときに、市内でほかに調べたところはないかということで、三隅の火力発電所の関係で何かあるのではないかとということに対して調べた経過があるということは、担当者から聞いたことがある。私がそれを聞いたというだけである。
- 小川委員 ここにペーハーのことだけ書いてあるが、先ほど言われたようにほかの有害物質がある可能性などは、この陳情内容から推察するに、そういう可能性も考えられるのか。担当課としてどうか。
- 環境課長 ペーハーを調べると中性だった。酸性などが強いと何かが溶け出して一緒に出てくる危険性はあるかとは思ったのだが、結果が中性だったのでその危険性は少ないと判断させていただいた。
- 村武副委員長 柳楽委員長。
- 柳楽委員長 水の検査をされたとのことだが、どのような水の採取をされるのか。
- 環境課長 水がしみ出してきているところから採取し、ペーハー測定器にたらず。あとはリトマス紙などの試験紙を採取した水につけて色がどう変わったか検査した。
- 柳楽委員長 土壌ということなので、もしかしたら底のほうから湧いてくることも考えられるのかと思うのだが、そうなると表面に出てきているものと底にあるものとの、差があることも考えられるかと思う。これを調査されるかどうかは今後のことになると思うが、可能性としてはやはりそういったことがあるのか。
- 市民生活部長 言われるとおりにそこから湧いてきたものということがあると思う。浜田カントリークラブからトライアルに抜ける道を見たところ、井桁型の擁壁があり水がしみ出ており、そこで採水して調べたら中性だった。その箇所については水がしみ出ており赤茶けた土、泥があり、見るからに気持ちが悪い感じなのだが、いろいろ調べると鉄バクテリアというのがいるらしく、水分中の鉄を食べて赤い水や赤い泥をつくるということがあるらしい。グレーチングのことも書かれているが、鉄バクテリアが水だけでなくグレーチングなどを腐食させる場合もあると。鉄バクテリアについては各所で見られるという情報がネット上でも見られた。
- 私どもがこれを調べるにあたり、環境省の自治体職員のための土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドラインを見たところ、そこには酸性化する地山や自然由来重金属等が含まれていれば酸性化によって重金属が溶出しやすい状況となり、よりリスクの高い土となることも留意が必要であると書いてあったので、水が酸性であればただちに調査しようと思っていたところである。
- 小川委員 この現場は自然な状態なのか、それとも何か人為的によそから持ってきた土を置いて、それが問題だということなのか。もともとの自然な状態でこういう危険性があるのではという指摘になっている

- 環境課長
 のか。どのように認識されているか。
 先ほど部長が言われたところについては擁壁が組まれているが、その周辺に何か昔施設があったといったような場所ではないと思っている。
 タイヨーオートのところについては、陳情者がどこかから運ばれた土が置かれているといわれたが、現時点では造成されており、その検査はできてない状況である。
- 柳楽委員長
 ほかに。
 (「なし」という声あり)
- 柳楽委員長
 それでは、これから陳情の採決を行う。採決前に、自由討議を行うべき案件があるか。
 (「なし」という声あり)
 それでは採決に入るが、特に反対は意見を伺いたい。併せてお願いだが、「不採択」という言葉が聞き取りにくいので、明確にわかるように、賛成か、反対か、または、継続審査とするかなどを発言いただきたい。特に先ほどもあったが継続審査とお考えのようなら最初に発言をいただきたい。
- 陳情第 215 号 地域包括支援センターの民間委託の見直しを求める陳情について**
- 柳楽委員長
 一人ずつご意見をいただきたい。
 小川委員
 反対の場合は先にその理由を言ったほうがよいか。
 柳楽委員長
 はい。
 小川委員
 この陳情内容は一つの意見として参考にはするが、民間委託への見直しそのものについては現時点では反対せざるを得ないので、反対の意思を表明しておく。
- 田畑委員
 既に社会福祉協議会といろいろな協議を長くされている。この陳情の最終的な目的は、地域包括支援センターの民間委託を白紙撤回することである。今白紙撤回する場合は、来年4月1日から実施するとなると、今後の作業が限られた半年の間では大変難しいということで、この陳情には反対する。
- 岡本委員
 私も反対する。行革の観点からこのことについては進められていた。以前からこの形については理解しながら、また執行部の答弁ではできない部分については市でやるという形で、民間委託に向けて進められるとのこと。陳情者と委員とのやり取りを見ても、行政がすべきか民間がすべきかという点において、私も民間活力を求めたいと思っているので、この観点から見直しについて反対する。
- 澁谷委員
 陳情者の言うておられることはほぼ正しいというか、賛同するのだが、私は浜田市が地域包括支援センターを持つよりも、社会福祉協議会に委託したほうが充実するという考え方なので、この陳情については反対したい。
- 沖田委員
 私もこの陳情の内容自体は理解できる部分もあるし、今後も社会

福祉協議会に委託することなので、しっかりやっていただきたいという意味も十分含まれているのかと思う。内容は理解した上で、やはり白紙撤回というのはさすがに難しいかと思うので、私も反対とする。

佐々木委員

陳情者の意見はしっかり受けとめさせていただいたし、執行部にもしっかり伝わったと思う。基本的にはこの陳情には私も反対という立場だが、先ほどいろいろやり取りさせてもらって、今までずっと詰めてこられた経緯もあるし、他市事例、あるいはほかの法人ではなかなかないといういろいろな理由からして、この流れで進めていくのが一番よいかと思うので、反対という立場である。

村武副委員長

私も反対である。陳情者の言われる、直営で十分な運営ができていないのではないかということも理解するが、だからこそ社会福祉協議会に委託して十分な地域包括支援センターにしていきたいと思うので、この陳情に対しては反対とさせていただく。

柳楽委員長

それではこの陳情の採決を行う。本陳情について、採択とするものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

《 賛成者挙手 》

挙手なしにより、本陳情は採択としないものと決した。

○陳情第 216 号 病児・病後児保育の指定管理について改善を求める陳情について

柳楽委員長

委員から意見をいただきたい。

小川委員

現段階で三つの論点での改善を求めることについては無理があると判断し、反対する。

佐々木委員

私も指摘された3点については、執行部が一応クリアというか、考えられている。対応できる、可能ということ。ただ設計については少し疑問が残るところだが、感染症にしっかり対応していただくということで、この陳情については反対という立場である。

沖田委員

願意について理解する部分も多くある。特に給食についてはかなり同意する思いもあるが、答弁を聞いてもなかなか難しいかと思うので、私もこの陳情は反対とする。

柳楽委員長

反対の方は特に意見をいただきたいが。

岡本委員

私も執行部の答弁を聞き、対応できるということである観点から、改善を求める陳情については反対である。

田畑委員

結論は反対である。1点目の設計変更については既に遅しとのことである。2点目、3点目については執行部から答弁いただき、そのようにしていただくということであるので、反対したい。

村武副委員長

私も反対である。しかし3番目の給食の実施については、こちらに書かれている保護者の気持ちは大変よく理解するところである。先ほどの執行部の答弁を聞くと、そこも対応ができる施設であるとのことなので、なるべく給食が実施されるように執行部からも言っていただきたい。

柳楽委員長

それではこの陳情の採決を行う。本陳情について、採択とするものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

《 賛成者挙手 》

挙手少数により、本陳情は採択しないものと決した。

○陳情第 232 号 はまだ市民一日議会での発言内容に関する事実確認を求める陳情について

柳楽委員長
岡本委員

一人ずつ意見をいただきたい。

このことについては、私は反対である。江津市並びに浜田市が、福祉計画をしているかしていないかについては、先ほど執行部からしているという結論だった。また広域行政組合の管理、補助の中で A、B、C、D 各々の事業が推進されている。そのことについて江津でやっているものが浜田にない事情についても説明があった。したがってこの陳情については反対である。

小川委員

私はさまざまな面で市民の意見を伺う場ということで、議会報告会や地域井戸端会や、あるいは議会だよりのアンケート、今回は地域協議会もある。そういうたくさん場があるわけだが、この市民一日議会での発言だけを特別扱いして、それについて事実確認をすることについては問題があると思う。市民の声は全て平等に扱うべきであるし、事実確認をこれについて行うことについては、私の気持ちとして反対せざるを得ない。

佐々木委員

反対・賛成ということではなく事実確認という意味合いなのだが、先ほど執行部から説明があつて、わからない点を質問させていただいた。それ自体は事実確認ということにもなると思う。白黒つけるということではなく、発言内容を確認したという事実確認であれば、今ので一応確認させてもらったということにもなる。それを賛成とするか反対とするか、判断が迷うところではある。

田畑委員

私も佐々木委員が言われたように、発言内容に関する事実確認を求めるといふ陳情であり、事実確認をして納得している。これが賛成なのか反対なのか、白黒言われても難しい気がしている。

柳楽委員長
佐々木委員

特に意見はもうないということでよろしいか。

先ほどの田畑委員と同じような問いかけだが、これでもう確認したので、反対とするのか、確認したのでよいとするのか。その判断はどうしたらよいか。それもそれぞれの判断に任せるのか。

柳楽委員長

反対の方のご意見は今伺ったところである。事実確認したことによってそれを受けて反対なのか、賛成なのかという判断が難しいと言われる方もいた。これをまとめるとなると。申しわけないが休憩を取らせていただく。

[12 時 19 分 休憩]

[12 時 20 分 再開]

柳楽委員長

それではこの陳情の採決を行う。陳情第232号について、採択とするものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手多数により、本陳情は採択するものと決した。

○陳情第233号 コロナ後のケアの推進状況の報告を求める陳情について

柳楽委員長
田畑委員

意見をいただきたい。

陳情者が言われることはもつともであり、私も知っているが、亡くなられた方、自死された方。今、浜田市にしても中国電力にしても、非常に情報提供が少ない。島根県発表の情報提供ばかりである。町内までとは言わないが、三隅は防災無線で、浜田市の感染状況を放送して情報提供しているが、市民の皆にそういう情報を提供していかないと、いろいろな行動を自粛する感覚になかなかならないのではないかと思っている。陳情の趣旨にあるように、いろいろな問題が起きる前に情報提供をして予防に役立てていただきたいという趣旨なので、この陳情には賛成する。

澁谷委員

行政職員の皆は、市民の不安感がどのくらいあるか聞こえてないのでと思う。島根県は感染者が毎日出て、総務部長に状況を尋ねても、島根県が発表しないのでわからないという答弁なのだが、やはり市民に対して、安心感は無理にしても情報提供することによって自分たちの行動規範をつくれるような情報というか、何か工夫して取り組んでいただかないと、これから秋から冬にかけていろいろな株が次々出てきて、ワクチンの効果がなくなる可能性もなきにしもあらずな状況で、少し後手になっている感じがする。絶えず情報提供の仕方、個人批判にならないような形でもっと一工夫がほしいので、私もこの陳情には賛成である。

沖田委員

私も賛成の立場で意見を述べる。今、浜田市、結構若年層にも感染が広がっている。これが原因でいじめなどは絶対あってはならないことだが、その後のケアをきちんとやっていただき、このこともできる限りで構わないのでぜひ知りたい情報でもあると思う。そういった理由で私もこの陳情に賛成したい。

小川委員

私は反対である。その理由は、今言われるご意見はコロナ関連の情報提供をできる限りしてほしいという趣旨だと思う。ここで陳情者が言われているのは、コロナ後のケアの進捗状況について執行部がやるように、議会から働きかけてほしいというのが内容になっている。この点について言えば、個人情報に係る問題であるし、個人の誹謗中傷、差別の問題がある状況の中で、配慮すべき中身があるということだと思っている。したがって議員として、こうした進捗状況について報告を求めるような働きかけをすることについては、私自身は賛成できないため反対とさせていただきます。

岡本委員

私はこの陳情が賛成からスタートするから違和感を持っている。

小川委員が個人情報について言われた。浜田市も出たときに当事者のご家族が大変に、いろいろな形で、いじめを含めて精神的なものも含めて、ご苦労されたと聞いている。確かに市民はいろいろな情報をもって自己防衛などしたいというのは十分理解するが、しかし人の口は止められない。どんどん伝わり大きくなる。個人情報が守れないという観点から、進捗状況が知りたいのも理解はできるが、この陳情については個人情報が出されてしまう、個人批判が展開されることを思って反対する。

村武副委員長

私は賛成したい。個人情報を出してほしいと書いてあるわけではない。私も、浜田市において感染拡大している中、若年層を含め不安感が大きくなっているのではと感じている。そういった意味でコロナ後のケアは十分に推進していただきたい。またその状況は報告していただきたい。

柳楽委員長

ほかに意見は。

(「なし」という声あり)

柳楽委員長

それではこの陳情の採決を行う。本陳情について、採択とするものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

《 賛成者挙手 》

挙手多数により、本陳情は採択するものと決した。

○陳情第 234 号 市長に病児・病後児保育の補助金の取扱いについて確認を求める陳情について

柳楽委員長

委員の意見をいただきたい。

小川委員

答弁でもあったように係争中の事案であるので、議会が市長に確認すべき内容ではない。反対である。

岡本委員

私も同感である。反対である。

柳楽委員長

理由は小川委員の理由と同じということによろしいか。

岡本委員

はい。

柳楽委員長

ほかにないか。

沖田委員

私も、係争中の案件ということで、この陳情に反対する。

佐々木委員

係争中の案件なので反対である。

村武副委員長

私も係争中ということで反対させていただく。

田畑委員

確かに係争中ではあるが、係争中だから反対というのも、賛成というのもおかしな話である。継続審査といえ無責任だし、どう判断してよいかわからない気がする。任期がない、裁判をやっている、そういうことから市長に確認もなかなかできない。そうしたときに、賛成、反対だというのは、反対する勇気はあるかもしれないが賛成する勇気はなくなってくる。どう判断してよいか私はわからない。

澁谷委員

この問題は浜田市の初動対応が失敗していると思っている。その辺が根本的にあって、取り繕おうとしているからこういうことになっているのだと私は感じている。したがって賛成するといってもその辺のことがあるが、もう次の段階に移らないといけないような時

柳楽委員長

期にも来ている気がしている。早く裁判で決着をつけて、次の病児病後児保育が、浜田市がきちんとできるような形になればと思っている。ただこの陳情については、今回は反対という考えである。

それではこの陳情の採決を行う。本陳情について、採択とするものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

《 賛成者挙手 》

挙手なしにより、本陳情は採択しないものと決した。

柳楽委員長
岡本委員

○陳情第 236 号 土壌の調査を求める陳情について

一人ずつ意見をいただきたい。

委員と執行部とのやり取りを聞いた。水からある程度判断できることも理解できるが、それでも市民はその部分は違うのではないかという観点があるなら、それは調査するべきだろうと思っている。執行部は、議会側がそれを認めるなら調査してもよいと述べたと思っている。そういうことから、前向きに動けるということであれば私は賛成する。

田畑委員

この陳情については賛成する。早急に検査して地域住民に安心安全を与えるような、スピード感をもって取り組んであげないと。検査したら3万円、5万円かかると金のレベルの話をしていては、それは話にならないと思う。さびて朽ちてくる状況になるということは、かなりの年数がたっているか、マンガンがものすごく強いかどうかよくわからないが、とにかく調査していただくことをお願いして私は賛成する。

佐々木委員

部長の答弁などを聞いていて、民地の問題が一つある。こういう問題があるにせよ行政が積極的にすぐ何かしらの施しをするというのが、公平公正の観点からどうかと感じた。かといって非常に重要なことでもあるので、少し他の事例など、ほかに似たようなところも多分あるのでは。総合的に少し調査研究もしたい、時間がほしいということで、私自身としては少し継続も思っている。

柳楽委員長

佐々木委員から継続という意見が出たので、継続について皆にお諮りしたい。この陳情について継続審査とすべきことに賛成の委員の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手少数なので、採決を行いたい。本陳情について、採択とするものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

《 賛成者挙手 》

挙手多数により、本陳情は採択とするものと決した。

以上で陳情審査を終了する。

[12時 36分 休憩]

[13時 40分 再開]

4 議案第 67 号 浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について

柳楽委員長

続いて、続いて本委員会に付託されました市長提出議案 1 件の審査に入る。執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

佐々木委員

すでに事業が休止され、それについて廃止する条例改正だと思うが、そういう認識でよいのか。それと、そもそも廃止になる事業がどういう経緯で廃止になったのか。

金城市民福祉課長

経緯については、令和2年度から一部介護サービスを休止しており、この間新たにサービス提供を行っていただけの事業者を模索しており、市内事業者何件かあっていた。しかし、この施設を使って事業をしていただけの事業者が見つからなかった。大きくは新たな事業者が見つからなかったのが条例の一部改正になったが、実際に、これ以外にも今後の見通しとして、現在休止しているサービスについて、市内のサービスを行っている事業者に、受け皿となり得るか、空き状況を確認した。結果、空きの状況があるということで、今後もサービスの受け皿として対応していただけるということと、浜田市の福祉計画に、金城町の高齢者人口の推移と介護認定率、こういったものが計画上に載っており、そちらでは今後ほぼ横ばいで推移する状況で、空きの状況がそちらをカバーしていただけるということで、今後条例の一部改正をして対応していけるであろうということで、一部改正を提案した。

佐々木委員

新たな事業者が見つからなかったという話だったが、住民サービス上事業の継続は必要だけれども、ほかの事業者で対応していただけるので、住民の特に皆さんに影響がない形にはなりそうかどうか。

金城市民福祉課長
澁谷委員

委員の言われるとおりである。

改正することで、住民サービスには影響がないような感じの印象の答弁だったが、やはり福祉サービスが減退する気がする。変わらなないと判断した理由をたずねる。

金城市民福祉課長

先ほど申したようにこの件に関しては、金城地域周辺の事業者それぞれ聞き取りを行い、サービスの受け皿として対応できるか空きの状況を確認している。まだ余力があるということで、サービス提供については、引き続き担保できるということでこちらは理解している。

澁谷委員

もっと早く条例変更してもよいと思うが、この時期に条例改正する理由は。

金城市民福祉課長

先ほど若干触れたが、当時、現指定管理者から休止の申入れがあり、その後事業継続について、いろいろ市内事業者施設を使って事業継続できないかどうかと相談していた期間があり、そういったところで時間を要した関係で、この時期になった。

柳楽委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

以上で議案審査は終了しました。採決はのちほど行う。

5 所管事務調査

柳楽委員長

先ほどの陳情審査で「(3) 介護予防・日常生活支援総合事業について」は説明いただいたので、他の2件について執行部から説明をいただきたい。

(1) 市道の草刈りについて

【維持管理課】

柳楽委員長

執行部から説明をお願いします。

維持管理課長

(以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長

委員から質疑があるか。

岡本委員

市民一日議会では2,000万円くらいでできるという意見だったが、今全体の費用のことは出なかったが、実際はどうか。

維持管理課長

2,000万円はよくわからないところがあるが、今地域の住民の方への報償費について、1メートルあたり20円、高齢化率によって10円上乗せの単価で支払っている。これで令和2年の金額で約3,000万円支払っている。住民の方にごんばっていただき支払っているが、これでいっても3,000万円支払っている状況である。

岡本委員

ということは、発言者の方の言うことは少し正確ではない。3,000万円かかるので、2,000万円ではとてもできない。例えば市がやってもできないということと思うが。

維持管理課長

市が行うと、やはり業者に委託で考えると、報償費以上のものになり、2,000万円では難しいと考える。

岡本委員

高齢化する中で、地域が草刈りをするのは実は難しくなっているのだろうと思う。斐伊川河川敷などは草刈りにロボットを使っている。そういう時代が来ると思うが、全国的に執行部で把握している先進事例があれば。

維持管理課長

そういった情報は持っていない。

田畑委員

一般質問でも取り上げたが、地域の人が地域の道路環境を整備するのは当たり前だが、高齢化してくるとなかなかできない。そういう地域をどうするかというと、有志が集まってもらいアルバイト的な稼ぎの単価にして地域で刈っていただくのがよいと思う。一般質問では現行の単価を5倍くらいにでもして地域の人が地域の道路、河川を管理する仕組みをつくっておかないと、来年あたりから、もうできないから市で対応してほしいとボールを投げられた時に、浜田市で対応できるがどうか。業者に頼めばお金はかかる。考え方の問題。高齢化率で上乗せの話もあったが、極端に言うと100円くらいにしてでも地域でやっていただく考えはないか。

維持管理課長

この場でわかりましたとはいいにくいですが、今のところは平成30年からふるさと寄附を使って、それまではメーター10円だったが、

- 今の単価にした。今はなんとかこれでと思っている。
- 田畑委員 この道路環境整備は避けて通れないこと。今少しでもできる人がおられる地域については、有志の方に集まっていただいてその団体に代金を支払う仕組みをつくらないと、もう地域でできないとなった時にじゃあ単価を上げるからと言っても、後手後手にまわったらなかなかできない状況になるので、できるだけ早い時期に方向性を見出して、地域の方にも汗を流していただくということをしていただきたい。
- 澁谷委員 20円と220円、10分の1というと極端だなと。その単価を上げてその収益を地域の共同体の維持などに使ってもらうなど、いろいろな提案をしながら、限界集落にならないというか活性化に向けての一助になるように、そういった仕掛けを検討してほしい。
- 小川委員 ①について具体的に何うが、この5年間で2地区だけとあるがどういった判断でこういうことになったのか。29年の前後でこういったことはなかったのか、その辺の実情を説明いただきたい。
- 維持管理課長 たまたま29年に2地区あったと聞いている。そのうち1地区については、その集落にお一人がおられる状況で、その方が業者に頼んだりされていたという情報が支所に入り、それはあまりにもということで、市で対応することになったと聞いている。
- もう一つは、農道への抜け道の市道があったようで、そこを地元の方が草刈りをしていて、その地区は河川の草刈りもしていただいでいて、河川の草刈りも大変なので市道をなんとかしてもらえないかといった相談があった。近くに市が業者委託して草刈りをしている場所もあったので、その中に含めて対応することにしたと聞いている。
- 小川委員 地元の方からの要望にもとづいて業者へ委託したとのことだが、市で対応した件数は2件だが、もしかしたらそういう要望があってもお応えできなかったケースもあるか。
- 維持管理課長 相談は浜田でもあったりする。単価の見直しなどの相談をしながら、例えば全体をやめるのではなく、集落間の一部を市でやってもらえないだろうかといった相談には対応している。全部市道の草刈りをやめた地区を2件として上げている。一部について相談され、市で対応したところもある。
- 小川委員 これからそういう地区が増えていく可能性が高い中で、市が実際に業者に委託するかどうかは、その都度判断するのも困難になるのが一気に増えてくる可能性もある。何らかの仕組みというか、担当課とかその地区だけでなく、草刈りの相談すらできない状況になることも想定される。やはり、全体的に、横断的に予算面も含めて考えて。市民一日議会での意見だが、切実な地域の課題だと思うので、全体的なまちづくりも含めて検討していただきたい。
- 柳楽委員長 ほかにあるか。
- (「なし」という声あり)

(2) 健康寿命延伸に向けての取組について

【健康医療対策課】

柳楽委員長
健康医療対策課副参事
柳楽委員長
澁谷委員

執行部から説明をお願いします。

(以下、資料をもとに説明)

委員から質疑があるか。

浜田市の取り組みでよくわからない点がある。心筋梗塞や脳梗塞は理由がはっきりしていて、医学的なエビデンスとして塩分の取りすぎであると。これを一番抑えるのは味噌としょう油。例えば長野県は全県あげて減塩に取り組み、一時は健康寿命日本一だった。

がんについても、浜田市は無料の検診をしているが、受ける人が非常に少ない。がんをなかなか減らせない。常任委員会で酒田市に視察に行って、ただ無料ではなく年間のがん検診を自分でマネジメントする。それを課長に提案したがなしのつぶてだった。アクションを起こしてないのに毎年受診率が上がらないと。結果的に医療費、介護保険料が高い、健康寿命が伸びない。今浜田市で一つよいと思うのは、はまチャレ。よいと言われることを運動体としてアクションを起こさない。今回の宮本さんの提案はごもつとも。それを具体的にどうするかというのは、浜田市は全然アクションを起こさないと思う。なぜ地道に取り組まないのかわからない。健康寿命日本一宣言をしてはどうかというのも部長は消極的だし。哲学とビジョンがない。

健康医療対策課副参事

大々的な運動を起こしたいと思って、みそ汁の塩分濃度測定といった減塩の取り組みなどいろいろ実施しているが、それが大きな運動につながっていないのはご指摘のとおりである。取り組みを進めるにあたり、実態を示しながら、皆さんの合意を得るために栄養調査等を行っている。

がん検診についても、手法的に全員に案内を送って申し込みをしていただく仕組みをつくるのはすぐにはできない。受診勧奨する人を増やすというところをやっている。

澁谷委員

がん検診を無料にしているのは、浜田市は先進的。ほかの自治体はそんなにない。酒田市は一つ千円かかる。それを500円にすると受診者が伸びると。せっかく最先端の取り組みをしているのに受診率が低いことに対して、何らかのアクションを起こして受診率を高める工夫、仕掛けをしないと健康寿命が伸びないのではと思う。10年前から同じようなことを言っているが。

健康福祉部長

地道だがいろいろな取り組みをしている。職場健診の中でがん検診を一緒にしたいところについては、検診車が行ける人数が集まれば対応したり、市役所でも職場で乳がん検診をしたり、いろいろするが、ほかの市からは浜田は無料でいいという話も聞くが。女優さんなどのことが話題になったりすれば一時的に増えるが、それが皆さん毎年自分のことになかなかないのかなど。がん検診の日程など皆さんに配って、年間のスケジュールが立つようにもして

いるが、それが自分のものになっていないのは、委員がいわれるとおり。

柳楽委員長

いろいろな方法を考えて、せっかく予算を付けてもらった検診なので、できる限り受診者が増えるように。また職場で受診していて、こちらが予算を付けている以上に受けている方がもしかしたらおられるかもしれない。そうでない方には、周知や受けやすい検診になるように今後もがんばりたい。

健康医療対策課副参事

食事の調査は結構項目があるのだが、食改の関係でやってみたが多くの人が塩分を摂取しすぎていた。こういったことで、目に見えてわかると皆さんも意識が高まると思う。年間そんなに多くできないかもしれないが、できれば年数がかかっても全市民に一巡するような体制も必要ではと思う。そういったところも検討していただきたいがどうか。

担当課としては実態把握をしてそれを伝えていくのが一番本人の行動が変わるとわかっているので、全地域回る計画は考えている。県の健康寿命延伸プロジェクトと目的が合致したところがあり、まずはここから始めて、その後どう地域へ波及させていくか考えることにしている。今後検討したい。

柳楽委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

ここで一旦、執行部の入れかえがあるようなので休憩を取りたい。再開を2時40分とする。

[14時29分 休憩]

[14時39分 再開]

6 執行部報告事項

柳楽委員長

初日の委員会で確認したとおり、執行部からの説明は補足説明のみとさせていただく。

(1) 新型コロナウイルス感染症関連の状況について

【健康医療対策課】

柳楽委員長

執行部から補足説明はあるか。

健康医療対策課長

1 番目の新型コロナウイルス感染症患者の状況について。お盆の帰省や感染力の強いデルタ株の広がりにより、中国電力三隅発電所における市内初のクラスターなどにより、8月は97名の感染者が発生している。保健所によると月別では、人口規模の大きな出雲市を超え、県内2番目の多さとのことだった。9月に入っても勢いはとまらず、9月6日公表分までで既に20名の感染者となっている。直近の9月9日公表分でいくと、9月については38名、全体で167名となっている。特に働き盛りの世代の感染、またデルタ株の感染力の強さから、家庭内感染も広がっているとのことである。

2 番目の電話相談の状況、3 番の外来検査センターの状況について

	<p>は記載のとおりである。なお、外来検査センターについては9月に2件の陽性者が出ている。また、県との委託契約が10月31日までとなっているが、現在の感染状況を踏まえ、来年3月31日まで期間延長を行う予定である。</p>
<p>柳楽委員長 岡本委員</p>	<p>委員から質疑はあるか。</p>
	<p>中電のクラスターは憂慮しているが、中電関係の職員は浜田、江津、益田におられ、それに伴った状態で江津も出たと聞いている。意外と浜田に比べて益田が少ない気がする。それは例えば、職員のおられる場所が浜田のほうが圧倒的に多いのか。この辺は把握されているか。</p>
<p>健康医療対策課長</p>	<p>中電の火力発電所については、発電所のそばに松原宿舎という大きな宿舎があるようで、基本的にはあそこで大量の感染者が発生したと聞いているので、益田がどうなのかわからないが、基本的に三隅の松原地区周辺で発生していると聞いている。</p>
<p>岡本委員</p>	<p>市のコロナの情報は県から来るからなかなかわからないとのこと。しかし今、少し分析してくると今のようにある程度地区的なことが出てくる。その地区では企業を含めてしっかりした対応、対策、また市がそこに何かアクションをかけて防疫などをやっているか。</p>
<p>健康医療対策課長</p>	<p>中電がいろいろ県から指導をされて対策を取っておられると伺っている。</p>
<p>田畑委員</p>	<p>デルタ株は空気感染するということで、中国電力は松原に宿舎1棟に感染者を集めている。地域住民に対して感染者が何人発生したと回覧が配付されているが、どのようになっているのか、恐ろしくて外に出られないと言われる方が松原地区におられる。そうしたことも踏まえて、中国電力もさることながら浜田市として、現状を地域住民に詳しく説明するべきだと思う。何人出たからどうすると、文書でもよいのだろうが、市としてどう向き合っていくのかを示さないと、大変困っている状況になっているのは事実である。その辺はご存じだろうか。</p>
<p>健康医療対策課長</p>	<p>内容は私もわからないところがあるが、中国電力の所長が先般、市長へ報告に来られて、その中でいろいろな要請をされたとは伺っている。</p>
<p>副市長</p>	<p>中国電力関係の感染については、田畑委員からあったように多くの感染者が出て、特定の地域の宿舎とのことだったのでその周辺の方がご心配だというのは私どもも重々承知している。</p> <p>市としても当然支所と協議して、対応しなければいけない。ただ、まず中国電力の方に感染予防をしっかりといただくことと、周辺住民の方、三隅地域全域にもきちんとした情報提供をしていただくということで、先般各三隅地域の主要な役員の方等にも説明していただいたり、地域住民への情報提供の徹底などもしていただいている。</p> <p>市長も所長と面会して、さらなる感染予防を。それから市がしな</p>

ければいけないことは当然する。支所は定期的に防災無線での放送などをやっていることも承知している。さらなる徹底をやっていきたい。これからどうなるかわからないが、幸い中国電力の感染者もどうも少なくなりつつあるとは聞いているが、またいつ増えるかわからないので、その辺はしっかりやっていきたい。

田畑委員

午前中の委員会の中でも発言したが、三隅支所の防災無線では朝6時20分、夕方6時半には必ず県内の感染情報を放送する。中電の工事現場から出たから中電の問題というのではなく、浜田市として中国電力と一緒にあって、感染予防にどう向き合っていくのかというメッセージを、浜田市長として所長と一緒にあって、三隅だけの問題ではなく浜田市全体の問題としてメッセージを発していかないと、住民がよそを向いてしまう気がする。特に昨日、松原地区で大変厳しいお叱りを受けたのだが、情報が全くない。何人あの宿舎にいてどうなのか。浜田はどこでどうなのかということもメッセージが全然ないと、地域住民は本当におびえているだけになっている。そうしたことから、ぜひ、中国電力だけの問題ではなく浜田市と一緒にあってメッセージを発していくべきだろう。その辺は早急に対応していただきたい。

澁谷委員

コロナの関係で言うと、中国電力という会社が不誠実だと思う。今2千人働いておられるうちの1500人くらいが待機されていて、その待機の方は三隅の宿舎にもおられるだろうし、浜田の民宿などでも保健所の指示で2週間待機になっている。そうすると若い方は部屋の中にずっといるのも苦しいし、その間の収入はない。そういうことに対して中国電力もある程度きちんと対応してあげる。要するに働いている人たちも不安で、ストレスをためている。その辺に対しても中国電力という会社が情報の提供もそうだし、経営マネジメントにしても、第2号機をつくっておられるわけなので、きちんとした対応をしてもらうよう行政も発言して、中国電力と意見交換しながら、責任を持った対応をもとめるべきではないかと思う。

ただ言いなりに中国電力の話聞いてうなずくだけではいけないのではと思うがいかがか。

副市長

中国電力のホームページをごらんになられた方もあると思うが、これまではどこの事業所で何人出た、送電には影響ないというメッセージをずっと出しておられた。先般、たくさんの感染者が出たときに私どもから申し入れして、ホームページにももう少し踏み込んだメッセージを出すようにしてもらっている。

松原宿舎以外の宿舎でも感染者が出ているのではないかと思うが、そういうところに対しても適切な対応をしていただくようにという申し入れをしている。当然、感染された方が買い物等に行かれると大変なことになるので、自宅療養の場合は、そうでない方が食事を運んだり、必要なものの提供はするというルールがある。その辺は保健所が指導しておられると聞いているし、それを受けて、関係し

柳楽委員長

ている雇用主の方がきちんと対応すると報告を受けているので、さらなる徹底はお願いしていきたい。

ほかに。

(「なし」という声あり)

(2) 新型コロナウイルスワクチンの接種状況について

【新型コロナウイルスワクチン対策室】

柳楽委員長
健康福祉部参事

執行部から補足説明はあるか。

1点目、2点目で対象者12歳以上の接種実績を記している、これは9月6日現在で資料をつくっている。

直近のところを口頭でお知らせさせていただく。まず9月6日現在、1回目65.7%とあるが9月9日時点では67.4%、2回目9月6日現在56.0%だが9月9日現在57.5%となっており、若干増えている。

2点目で年代別の接種実績を示している。これまでご案内しているように浜田市では年齢別にグループ化しており、それごとに接種券をお送りしている。表の括りはそのグループ分けにリンクした形で記している。年齢の高いところは接種券を早期に送っており、摂取実績も大変高くなっている。40歳代、40歳未満のところは先週、今週に接種券を送っているため、これから本格化してくる。来週以降では接種率もぐっと上がってくるものと思っている。

柳楽委員長
岡本委員

委員から質疑はあるか。

昨日かかりつけ医に行ったとき、受け付けでコロナの関係ですべて受けておられた。かなり余裕があると。このたびどうも余裕があるが、実際に病院によって申し込みの差があると思うが、十分に申し込みが来て、ある程度まとめられて、対応できるような環境にはなっているのか。

健康福祉部参事

今の40歳代の方には8月30日に接種券を発送し、今週6日から受け付けとしている。40歳未満の方には今週発送して受け付けもそのままということで、今週から来週にかけて、大変申し込みが多くなる時期になろうかと思う。

いくつかの医療機関に情報を伺ってみると、電話も大変多くあるという状況で、かなり申し込みが殺到している様子が見受けられる。

40代・40歳未満の実質の発送数が全部で1万3千件くらい郵送している。高齢者に比べるとかなり少ない数ではあるが、医療機関では8月のときに接種体制はつくっているがワクチン配分も少なく、予定はしているがお客があまりという状況もあった。今は本格化してきているので、受け入れはどんどんしていただいているところかと思う。

また、今の予約状況等を、医療機関に近日またお知らせいただき、我々も状況を把握して今後の接種動向を見ていきたい。

岡本委員

昨日か今朝の新聞で、島根県が接種についての効果を評価する記

健康福祉部参事
岡本委員

事が載っていた。市から効果があることの案内はしたほうがよいと思うが。

どういう報道だったのか教えていただけるか。

要は予防接種を2回受けて、実際島根県の発症を見ると、重篤化もそれほど多くない中で、確かに感染した実態はあるが、重篤化しないというところを見るとこの予防接種が非常に効果があると評価されたような記事だった。ここでこういう記事が出ているから、当然これに伴っていろいろなアクションがあるだろうと思ったので、認識されていればと思ったのだが。

健康福祉部参事

ご紹介いただいたが、年齢の高いところからワクチン接種が順次広がっていき、その効果ということで重症化や発症がかなり抑えられていることがかなり目に見えるといったところかと思う。

これに対して我々もワクチン接種の効果が大変大きいものだという認識を新たにすところであるし、若い世代にもどんどん接種を進めていただきたい。いくらかワクチン接種に対して後ろ向きな年齢層の方もあって伺っている。市長も若者に向けてPRをしているが、実際に効果があったと県も発表されていることも含めて、どんどん若い方にもワクチンを受けていただきたいということを併せてPRしていきたい。

岡本委員

もう一つ、昨日菅総理がワクチン接種を2回受けた効果について言っていて、なおかつその中で証明を発行して経済活動が再生できるようにということを発言されていた。市からそのようなことをやれば、地域の人もこの人は受けたのだと安心されるのだが、その辺の考えがあれば伺いたい。

健康福祉部参事

国ではワクチン接種や状況に応じていろいろな移動や活動などを緩やかにしていく検討もされている。この辺については医学的、化学的見地含めて経済の動向なども含めて、国として何らかの指針を出されるものと思う。それに依って浜田市でもいろいろ考え方を検討していくことになろうかと思う。

ただ1点心配しておかなければいけないのは、打っていない人への差別などが出てこないような形で、接種状況はある意味活用していただきたいと思っている。その部分の心配がある。

小川委員

少し観点が違うのだが、陽性の方が少しずつ出ているとのことで、その方は恐らく入院治療して、よくなれば退院されているのだろうが、市民から聞かれるのが、その方々の入院費や医療費は恐らく無料で対応されていると思うが、それは間違いはないか。

健康福祉部長
柳楽委員長

間違いはない。

ほかに。

(「なし」という声あり)

(3) 金城地域断水防止対策について

【工務課】

柳楽委員長

執行部から補足説明はあるか。

工務課長

1 ページの 1 番目に実態調査の集計結果と業務委託の報告内容についてということで、囲わせてもらった。コンサルタントからの報告の中で断水の原因、今後の対策の報告を受けた。この詳細については別紙に掲載しているので、その説明は省略する。このコンサルタントからの断水原因に対する今後の対策を、まず 2 番目に掲げている。この中で 2 の(1)、今福中央配水池系というところで、①は現在取り組んでいるが、②の夜間流量の調査、③の全体的な送水能力の調査検討がある。今年度については②に取り組み、③は来年度に調査したいと考えている。

続いて(2)下ノ原系だが、①バルブ調整は以前ご報告したとおり終了している。②、③の二つについては今年度から調査に入りたい。②は雲城地域の各地区にどれだけ水が流れているかの調査をするための準備工事を今年度行い、来年度にかけて流量を把握していこうというものである。

③は波佐にある浄水場の送水能力を増強する検討の前に、井戸の実際の能力調査を冬にかけてやっていきたいというものである。それぞれ今年度にするものについては今年度の予算内で、事業をそれぞれ調整する中で対応していきたいと思っている。

3 番目以降はそれぞれ記載のとおりである。最後の 5 番(2)に、住民説明会の開催予定、これは定例会議終了後になるが、改めてまた金城地域を中心として説明する予定としている。

3 ページ目の全体スケジュール、令和 3 年度分だが、緑色部分が今回追加させていただいた項目になっている。

柳楽委員長
岡本委員

委員から質疑はあるか。

下ノ原の配水池系、②で、来年度もしくはその翌年度に流量の把握調査をすると言われたが、具体的にはどのように。機器をつけて動きを見るのか。どこかにメーターを据えてその量を見るのか。

工務課長

地下に配管を埋めてあるので、消火栓のような箱を設置する。箱の中は水道管がむき出しに見えるような形になり、そこに簡易的につけられる流用計を設置する。今年は金城地域を何か所か選定し、箱を設置する工事、来年度になると思うがその流量を計る予定にしている。

柳楽委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(4) 基幹管路の更新及び耐震化の状況について

【工務課】

柳楽委員長
工務課長

執行部から補足説明はあるか。

今回令和元年度から取り組んでいる市街地の 3 か年の集中投資の期間の最終年ということもあり、現在の状況を報告させていただくものである。

資料の 1 番の浜田市内の水道管の全延長、今年 3 月末で 1116 万 3487 メートル、1163 キロになっており、そのうちの基幹管路が右側

の24万931メートルである。この内訳は表の中に書いているとおりであり、2番3番はそれぞれの耐震化の状況を記載している。

次の図面だが、元年度、2年度、3年度の更新した箇所について色分けして記載している。

柳楽委員長
岡本委員

委員から質疑はあるか。

管路の耐震化との表現があるが、ジャンクションかクッション材も含めてだが、耐震化とはどういう扱い、位置づけのものか。

工務課長

管のつなぎ方なのだが、浜田市の水道で使っているものは大きく二つある。一つは鋳鉄管をつなぐもので、耐震継ぎ手といって外れない構造になっているもの、もう一つはポリエチレンタイプで、つなぎところを電気で溶かして一体化させる構造になっている。この大きく二つのものを耐震管ということで使用している。

柳楽委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(5) 台風9号および8月大雨による上水道施設の被害状況について

【工務課】

柳楽委員長
工務課長

執行部から補足説明はあるか。

1番旭町和田地内、2番周布町地内、3番三隅町地内ということで記載した。どれも市道にかかわるところで今後の道路災害の復旧などに併せて必要な工事もしていくことにしている。

その中で特に2番目、周布町地内のものだが、時系列の下に今後の対応を書かせていただいた。今の橋の状況は議員ご存じのとおりであり、水道管は仮設管を橋の上に乗せているが、今後、橋の復旧や水を安定的に送るということで考えており、周布橋の本格的な復旧には時間を要するものと判断している。仮設配水管を設置したものの橋の架けかえ工事などではまた撤去しないといけない問題もある。そのため周布橋にかかわる配水ルート of 検討に着手している。道路管理者あるいは河川管理者とも協議しており、これが整えば早急に代替ルートの測量設計業務に着手していきたいと考えている。この予算は今年度予算の中で事業の調整をする中で対応したいと考えている。

2ページ目に現在の状況の写真をつけているが、周布橋近辺には4本橋があるが、水道がかかってないのは一番河口側の臨港道路、鰐石大橋、それから国道9号の橋、この2ルートが残っているので、早急に対応を検討していきたい。

柳楽委員長

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(6) 台風9号による下水道施設の被害状況について

【下水道課】

柳楽委員長
下水道課長

執行部から補足説明はあるか。

8月10日の福祉環境委員会にて口頭ではあったが報告させていた内容、改めて資料作成したので報告する。

1番、2番については8月10日の委員会にて報告した内容を記載している。

3番の対応状況について。(1)流出箇所への対応については、所有者ともお話をさせていただき、流出箇所の土砂を置きかえることとし、8月18日に作業完了した。(2)停電対策だが、長時間の停電発生時に早期運転再開できるように、現在設置業者やリース会社など含め全市で対応できるように、緊急時の体制づくりを進めている状況である。

柳楽委員長

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(7) その他

(配布物)

・浜田市人口状況 (R3.5月末～R3.7月末)

【総合窓口課】

柳楽委員長

ほかに執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

配付物があるのでご確認をお願いする。それでは、ここで執行部からの報告事項について、全員協議会へ提出し説明とすべきものを決定するため、まず執行部の意向を確認したい。

地域福祉課長

(1)、(2)、(3)、以上3点を提案させていただく。

柳楽委員長

執行部の意向のとおりでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

7 その他

柳楽委員長

執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

では執行部はここで退席されて構わない。

《 執行部退席 》

柳楽委員長

本日の議案について採決を行う前に自由討議を行うか。

(「必要ない」という声あり)

これより、執行部提出の議案について採決を行う。

○「議案第67号 浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

以上で、福祉環境委員会に付託された案件の審査を終了する。委員長報告については9月29日の採決までに正副委員長で作成し、タ

タブレットに入れておくのでご確認いただきたい。

皆に目を通していただき、よろしければ、委員長報告をその内容で行いたい。

8 はまだ市民一日議会での発言内容の今後の取扱いについて【福祉環境委員会分】 (委員間で協議)

柳楽委員長

福祉環境委員会で対応することとなっている3件については、先ほどの所管事務調査事項で執行部に状況等を確認した。

9月21日までに、委員会の対応結果を報告し、最終日の全員協議会にて全議員で確認後、発言者の方々へ委員会の対応をお知らせすることになっている。

それぞれのテーマについて回答を検討したいが、どのようにさせていただこうか。

澁谷委員

今日それぞれの委員が質問・質疑をしたので、その内容を加味していただき、正副委員長でとりまとめていただければどうか。一任したい。

柳楽委員長

澁谷委員からそのようなご意見があったが、それでよろしいか。

(「はい」という声あり)

では一応正副委員長と事務局とで確認しながら作成したものを、また委員にも最終的には確認していただくこととさせていただく。よろしく願います。

9 取組課題「子育て支援について」(委員間で協議)

柳楽委員長

タブレットに子育て支援に関する要望書案を配信している。委員から追加や修正があれば、意見をいただきたい。

澁谷委員

この内容でよいかと思うが、中段あたりに「社会福祉士、精神保健福祉士」の後に「臨床心理士」もプラスしていただき、あと「教育関係者など」のところで、教育関係者が何を意味するのかと思うので、やはりスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーや教職員経験者など、もう少し具体的に書いていただければ、それ以外は完璧だと思った。

柳楽委員長

教員関係者については、私の思いでは教職経験者と考えているのだが、そういった表現でよろしいか。それとも今言われたスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーも入れるか。

(「はい」という声あり)

ではそれらと教職経験者を入れるということで。ほかにはないか。

小川委員

(2)②でわかりにくかったのだが、「認知症サポーターのように研修を受けた方に子育て支援相談員になっていただき」というのは、子育て相談員(サポーター)となっているが、こういう方は現実にいるのか。

柳楽委員長

これについては、現在はおられない。地域の皆にもご協力いただ

きたいというところから、全く何の知識もない方ということになると難しいかもしれないので、子どもへの接し方であったりなどの研修を受けていただいて、サポートしていただける方の要請につなげたいという考え方なのだが。したがって新たなこういう取り組みを市にやってもらえないだろうかという、投げかけである。

小川委員

そういうことなら多少理解できるのだが。例えば認知症サポーターというのは、僕らもサポーター養成講座を受けてサポーターになっているのだが、活用方法が全くない。ただやったというだけで。そういうことでは研修を受けた方、相談員ということであまりにぱっとしない制度になってしまう気がしたので、もう少し今のようなところをわかりやすく説明していただいたほうがよいかと思う。

柳楽委員長

了解した。もう少し内容がわかりやすいよう変更させていただく。ほかにはないか。

(「なし」という声あり)

では、これに関しても修正したものを、また皆にご確認いただきたい。

そのほかにも皆から何かないか。

(「なし」という声あり)

それでは、以上で福祉環境委員会を終了する。

(閉 議 15 時 20 分)

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 柳楽 真智子 ㊞